令和８年（フ）第５９６０号
東京都三鷹市深大寺３丁目14－８－205
債務者　高橋　太市
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９６１号
東京都品川区南大井４丁目15―14―401
債務者　鈴木　里香
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９６４号
東京都板橋区高島平５丁目21－４－107
債務者　金沢トミ江
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９６５号
東京都武蔵野市吉祥寺北町２丁目９－２
債務者　若松　　保
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９６８号
東京都世田谷区上馬２丁目12－８－201
債務者　杉本　光哉
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９９６号
東京都江東区塩浜２丁目５－15　新塩崎荘
債務者　友利　　栄
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９９９号
東京都中央区日本橋堀留町１丁目１－９
債務者　杉浦　夢乃
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３５１２号
大阪市東住吉区鷹合１丁目20番24号
債務者　井西　祥元
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５３６号
大阪府東大阪市下小阪４丁目６番８号　八戸ノ里文化Ⅱ　202号
債務者　井上　俊治
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７９４号
大阪市西淀川区花川２丁目15番18号　ハーモニーテラス花川Ⅱ　203号室
債務者　土江　ゆみ
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８１６号
大阪府守口市大日東町２番13―803号
債務者　森田　和司
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２３８号
大阪府寝屋川市高宮新町15番10号（203号）ヴィラ・イグレットＢ棟、前住所大阪府四條畷市雁屋北町４番３号　飯盛ハイツ102
債務者　池田　　秀
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５８３３号
東京都港区南青山１丁目３－６―1205
債務者　濱野よし子
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９３２号
東京都江戸川区北小岩３丁目６－３－303
債務者　早川　麗菜（旧姓佐竹）
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９５７号
東京都練馬区中村北３丁目７－12―101
債務者　風祭　徳行
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部